

- 第九條 本規程ニ依リ救済ヲ受クルモノハ加入後滿六個月ヲ經過シタルモノニアラザレバ請求ノ權利ナキモノトス
- 第十條 救済金ノ請求ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ管事ヲ經テ申出ゾルモノトス
- 第十一條 本組合ハ救済金ノ請求ヲ受ケタルトキハ連續ナク之ヲ調査シ一週間ヲ超エザル期間内所定ノ金額ヲ交付スルモノトス
- 第十二條 本組合ニ囑託醫師ヲ置キ診察ノ投藥料共ニ實費ヲ以テ診療ノ便ヲ計ルモノトス
- 第十三條 本規程ノ變更ハ管事三分ノ二以上ノ同意アルヲ要スルモノトス

附 則

本規程ハ大正九年二月二十日ヨリ實施ス

調 査 部 規 程

- 第一條 職工解雇ヲ要求スル場合ハ七日以前ニ工場主ニ豫告シ置クベシ然レドモ事情ニ依リ三日間ニ短縮スルコトヲ得ル
- 第二條 工場主ヨリ職工賃金ノ査定ヲ受ケタルトキハ工場主ヨリ査定料トシテ職工種別ノ如何ニ不拘ニ作金五拾錢ヲ受ケルモノトス
- 第三條 工場主ヨリ職工ノ雇入ヲ要求シ實行シタルトキハ工場主ヨリ一件ニ付キ金貳圓ヲ受ケルモノトス
- 第四條 但シ此場合ハ紹介職工二十八日以上出勤シタルトキニ限ルモノトス
工場主ヨリ職工ノ争奪其他ノ紛議ニ付テ仲裁ノ依頼ヲ受ケ解決シタル場合ハ結局職工ヲ雇入レタル方ヨリ一件貳圓以上受ケルモノトス

附 則

本規程ハ大正九年一月二十日ヨリ實施ス

大正九年一月二十日

神戸市活版印刷職工組合規約